

所管部課名	防災安全課	担当者	冨迫 健生					
事務事業名	災害予防応急対策費							
根拠法令	日本水難救済会救難所の組織の運営と補償に対する補助金交付要領							
補助経過年数	16年以上20年以下							
平成29年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他					
	390 千円	千円	390 千円					
	その他の内容							
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	救難所における救難活動等の内容及び件数	0	平成34年度					
成果指標②	救難所会員数	600	平成34年度					
補助対象者	川内救難所、里救難所、上甌救難所、下甌救難所、鹿島救難所							
補助対象経費	日本水難救済会の年会費及び救助員の災害共済保険料							
補助対象事業・活動の内容	救助訓練の実施、救難資機材の整備、救助員の災害共済保険							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	日本水難救済会年会費：救難所員数×150円 日本水難救済会救助員等互助会費：救難所員数×500円							
上記項目の積算方法	同上							
補助を 受ける 3年 の事業 (団体 等)の 決算 状況	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	562,400	100.0%	345,650	100.0%	362,400	100.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	562,400	100.0%	345,650	100.0%	362,400	100.0%
	支出	事業費	562,400	100.0%	345,650	100.0%	362,400	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計		562,400	100.0%	345,650	100.0%	362,400	100.0%	
支出計/前年度支出計				61.5%		104.8%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		5		5		5		
成果指標の推移①		3		1		2		
成果指標の推移②		517		501		555		
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成26年度「現状のまま継続」甌地域において、人口と比較し里地域の救難所員が少ない。救難所員の拡大に取り組みたい。</p> <p>【前回評価への回答】平成28年度の里地域の救難所員は前年度の36名に比べ、57名に増加している。</p> <p>【費用対効果】水難事故発生時における救助員の補償等である。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	漁協関係者はもとより一般市民の水難事故を対象としており、不特定多数の市民の利益増進に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	生業をもちながら、水難事故発生時には救助員としてボランティア活動を行っていただいております。その活動に伴う保険料負担等は不可欠である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	水難事故における海上の捜索と救助においては、海上保安庁と救難所における連携が不可欠である。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政が直接、多数の船舶を保有することができないため、行政以外の者が行う方が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	日本水難救済会の積算によるもので、補助額は適正である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	救助活動は救難所員が生業を投げうってボランティアで活動を行っており、団体存続中は補助金を継続したい。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	—	
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	救助活動・啓発関係の補助においては、当補助以外の交付が無いものである。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助金交付要領に基づき交付している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪上記方向の理由≫	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 → <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 → <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 → <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 → <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪まとめ≫

日本水難救済会救難所の組織の運営と補償に対する補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市総務部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第97号）第2条の表に掲げる日本水難救済会救難所の組織の運営と補償に対する補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 日本水難救済会に所属し、本市に事務所を置く救難所（以下「救難所」という。）の円滑な運営を図るものであること。
- (2) 救難所は、水難事故等での救難活動及び事故防止活動を行うものであること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内の額とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、協力会の運営に関する、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 水難救済に従事する救難所員の扶助・補償等に関する経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年9月30日とする。

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でないと思えられる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の支出に係る受領証等の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 救難所における救難活動等の内容及び件数
- (2) 救難所会員数

(補助事業者等の責務)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の水域における水難の予防と水難による人命、船舶等の安全について積極的に活動するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。